

〔東入間警察署ニュース〕

夏の交通事故防止運動

☀ 7月15日(土)～7月24日(月) ☀

埼玉県重点

自転車乗用時のヘルメット着用促進と交通事故防止
子どもと高齢者の交通事故防止
飲酒運転の根絶

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



令和5年4月1日から
全ての自転車利用者に対し
乗車用ヘルメット着用
が努力義務化されたよ

子供は…

- ・信号をまもろう
- ・道路に
飛び出さない
- ・横断歩道を
渡ろう



高齢者は…

- ・道路を横断するときは、
自分の目で確認
- ・車両の直前・直後の
横断をしない
- ・夜間外出時は
反射材着用



飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です

二日酔いの場合も
運転は厳禁です

